

社会福祉法人津市社会福祉協議会後援等名義の使用許可に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）の名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等名義の区分)

第2条 使用する後援等名義の使用許可にあたっては、その内容に応じ、次の各号に定める名義によるものとする。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を外部的に支援する場合
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して事業を執行し、責任の一部を分担する場合
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛意を表する場合

2 ただし、「後援」と「協賛」の区分については、原則として「後援」名義の使用を許可するものとするが、特に主催者の要望、過去に「協賛」の実績があるもの等、やむを得ない事情がある場合は、「協賛」名義の使用を許可するものとする。

(後援等名義の使用の基準)

第3条 その内容が広く市民を対象とし、次の各号のいずれかの要件に該当すると認められるものでなければならない。

- (1) 地域福祉の推進に寄与するもの
- (2) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの

2 後援等名義を使用することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体等が主催するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体等
- (2) 学校法人
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体等
- (4) 新聞社等報道機関、学術研究機関等
- (5) その他、広く市民一般を対象として活動し、地域福祉の推進に寄与すると認められる団体等

3 ただし、上記に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等名義の使用許可をしない。

- (1) 営利、宣伝を目的とするもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動に関わるもの
- (3) 公共の秩序、善良な風俗にそぐわないもの

- (4) 本会の法人運営の方針に反するもの
- (5) 事業の主催者の存在が明確でないもの
- (6) 実施場所が市外のもの（ただし、特別な事情があるものは除く。）
- (7) 過去に後援等名義の使用を許可した事業のうち、許可の取消し又は許可にあたり付した条件を履行しなかったもの
- (8) その他社会通念上、本会の後援等が適当でないと認められるもの
(後援等名義の使用申請)

第4条 後援等名義の使用許可を受けようとする主催団体等（以下「申請者」という。）は、後援等名義使用許可申請書（第1号様式）又はこれに準じた任意様式により会長に申請を行うとともに、必要に応じ次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 定款、規約、沿革その他、申請者の概要が分かる書類
- (2) 申請事業の事業計画書、チラシ等、事業の内容が分かる書類
- (3) 参加費・入場料を徴収する事業については、収支予算書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(後援等名義の使用許可)

第5条 会長は、申請書を受理したときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、許可をするときは、後援等名義使用許可通知書（第2号様式）により、許可をすることが適当でないと認めるときは、後援等名義使用不許可通知書（第3号様式）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(後援等事業内容の変更及び中止の届出)

第6条 申請者は、後援等名義の使用許可を受けた後、申請事業内容に変更が生じたときは、速やかに後援等事業内容変更・中止届出書（第4号様式）を会長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第7条 会長は、後援等名義の使用許可後、申請者が虚偽その他不正な行為により後援等名義の使用許可を受けたことが判明したとき、あるいは第6条に規定する事業内容の変更の届出をしなかったとき、その他不適当な行為があったと認められるときは、許可を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により後援等名義の許可を取り消すときは、後援等名義使用許可取消通知書（第5号様式）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 申請者は、事業の終了後、速やかに後援等事業実績報告書（第6号様式）を用いて会長に報告するとともに、必要に応じ次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 申請事業の実績報告書、チラシ等、事業の実績が分かる書類

(2) 参加費・入場料を徴収した事業については、収支決算書の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、申請者が後援等事業実績報告書を提出しない場合は、以後、当該申請者が実施する事業に対して、後援等名義の使用を許可しないことができる。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。